

協議会は今年度も精力的に活動を行いました。

荒川二・四・七防災まちづくりの会  
平成27年度の活動状況

- 平成27年6月 第1回全体会（そなエリア見学会）
- 7月 まちづくりニュース発行（24号）
- 11月 第2回全体会（意見交換会）
- 11月 まちづくりニュース（特集号）発行
- 12月 防災・減災まちづくりフォーラム
- 平成28年1月 まちづくりニュース発行（25号）
- 2月 第3回全体会（意見交換会）
- 3月 まちづくりニュース発行（26号）

そなエリア見学会の実施



平成27年6月20日（土）、防災体験学習施設・そなエリア東京の見学ツアーを行いました。（江東区有明3丁目8番35号）

意見交換会の実施



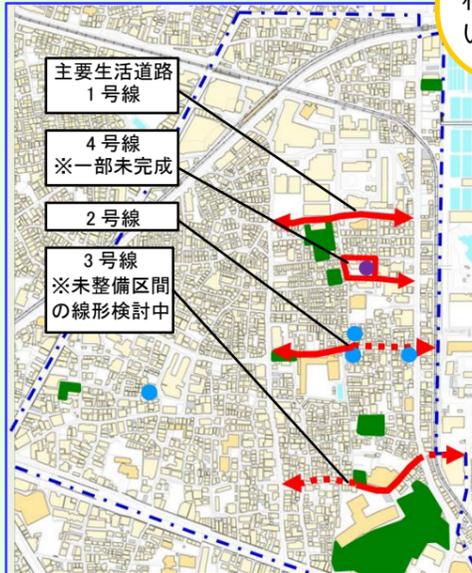
平成27年11月26日（木）、平成28年2月22日（月）、全体会において『不燃化促進用地の利用ルール』と『荒川図書館移転後の跡地の公園計画』について検討しました。

防災・減災まちづくりフォーラム



平成27年12月6日（日）に町屋文化センター多目的ホールで防災・減災まちづくりフォーラム「東日本大震災の体験より…講師：草貴子氏」を開催しました。

密集事業の進捗状況  
（平成27年度までの事業実績）



★密集住宅市街地整備促進事業	
防災建替助成	6件
★不燃化特区事業	
不燃化建替助成	7件
寄付除却事業	11件
建物除却助成	6件

■お問い合わせ先

荒川区役所北庁舎 防災都市づくり部防災街づくり推進課  
おおうち ふじい  
 防災街づくり係 大内、藤井  
 電話：(03)3802-3111 (内線)2829 FAX：(03)3802-4104

荒川区シンボルキャラクター



地震などの災害に強いまちを目指して

荒川二・四・七 まちづくりニュース

第26号

平成28年3月編集発行

荒川二・四・七防災まちづくりの会

荒川二・四・七防災まちづくりの会（協議会）第3回全体会が、平成28年2月22日（月）に開催され、前回に続き「不燃化促進用地の利用ルール」と「荒川図書館移転後の公園計画」について話し合いを行いました。

「不燃化促進用地」は、密集事業に伴い移転が必要となる方への代替地として利用する予定です。代替地として利用するまでの間、暫定的に公共利用することを目的に協議会において利用のルールを定めることとしており、今回は前回の意見をもとにさらに話し合いを進め、ルールの原案を策定するに至りました（詳しくは2面をご覧ください。）。

また、荒川二丁目複合施設（ゆいの森あらかわ）に移転する荒川図書館の跡地は地区計画で公園として整備することが決まっています。平成28年度の協議会では公園計画を検討し協議会の案を取りまとめることを予定していますが、今回は協議会の進め方及び協議会に参加してほしい対象（参加者）について話し合い、来年度の協議会の実施イメージを確認することができました。（詳しくは3面をご覧ください）

この他、「平成27年度総会活動報告」、「平成27年度事業進捗」等について、荒川区から報告がありました。（詳しくは4面をご覧ください）

荒川二・四・七防災まちづくりの会

平成27年度  
第3回全体会

平成28年2月

本日の議題

- 報告（1）平成27年度 総会活動報告
- 報告（2）平成27年度 事業進捗
- 議題（1）不燃化促進用地の利用ルールについて
- 議題（2）荒川図書館移転後の跡地の公園計画

平成28年度の協議会は、荒川図書館移転後の跡地の公園計画について検討（全4回）を予定しています。協議会に参加して一緒に防災まちづくりを考えていきましょう！！



# 第3回全体会での話し合い



## 1. 不燃化促進用地の利用に係るルール作りについて

### 協議会の皆さんの意見

- ・町内会の看板の設置場所がどんどん無くなってきている。不燃化促進用地に町会の掲示板を置けるとよい。  
→ 本来の目的として利用する時には、撤去していただく必要があります。
- ・不燃化促進用地を利用する場合、使用料はとらないのか。  
→ 使用料はかかりません。
- ・建物（神輿置場等）を建築できるとよい。  
→ 建物を建てることはできません。
- ・凸凹で舗装していないので利用しにくい。  
→ 整備は予定していません。



### ①、④号地の利用ルール（案）

- ① 火を使うことは禁止（バーベキュー、花火、たき火）
- ② 球技は禁止
- ③ バイクや自転車を放置しない
- ④ ゴミを捨てない
- ⑤ 大声をあげるなど迷惑となる行為はしない
- ⑥ ペットのフンは持ち帰る
- ⑦ 災害時には復旧・救護等活動を行う拠点として利用できる
- ⑧ 災害時には一時的な避難場所として利用できる

### ②、③号地の利用ルール（案）

- 左記の①～⑧に加え、
- ⑨ 届け出れば一時的な占有利用はできる、ただし、区の許可するものに限る（町会の一時利用、主要生活道路沿道の建替えに係る一時利用など）

利用ルールの原案ができました！

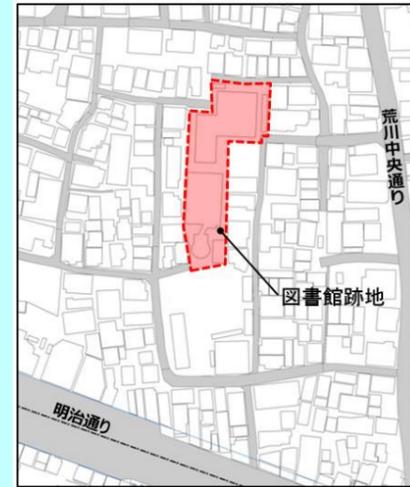
主要生活道路2号線沿いで積極的な利用が期待されることから、付け加えられました。

- 利用ルールは『荒川二・四・七防災まちづくりの会』の名称で不燃化促進用地に掲示することとしています。
- 「不燃化促進用地」は密集事業に伴う移転希望者のための代替地等として活用することを基本としていますので、それまでの間の暫定的な利用ルールとなります。

## 2. 荒川図書館移転後の公園計画について

### 協議会の皆さんの意見

- 公園の利用に関する意見
  - ・現在の図書館周辺は行き止まり道路だが通り抜けができるようになるとうい。
  - ・敷地周辺に家が接しているの、騒音については苦情を言う方がいるのではないかと。使用のルールについても考える必要がある。
  - ・公園ができたあと、夜騒がれては困る、ホームレスが来るのも困る。
- 参加の呼び掛けに関する意見
  - ・公園の敷地に接する家には来年度の協議会への参加を呼びかける必要がある。
- 今後の進め方に関する意見
  - ・一般の人はどのような公園が良いかわからないと思うので、事例見学をしたい。
- まちづくり全般に関する意見
  - ・公園ができて、そのまわりは密集市街地だ。解消しなければいけない。安心・安全対策を進めていきたい。



荒川図書館は荒川二丁目に建設中の複合施設（ゆいの森あらかわ）に移転し、跡地は公園になります。

- 跡地の規模  
約 2,000m<sup>2</sup>
- 跡地の上位計画における位置づけ  
荒川二・四・七丁目地区  
地区計画における地区施設

協議会が主体となって積極的に公園計画に取り組んでいくことを再確認しました！

地元の住民の方からも荒川図書館跡地利用に関する提案書を頂き、内容が紹介されました。



### <今後の進め方イメージ（平成28年度）>

- 第1回：公園整備に関する勉強会  
公園の基礎的な知識の講義や事例の紹介などを通じて公園整備について勉強し、「どのような公園にしたいか」を考えます。
- 第2回及び第3回：公園整備ワークショップ等の実施  
図やイラストを用いた演習や話し合いにより「どのような公園にしたいか」を検討します。
- 第4回：協議会の意見とりまとめ  
協議会の考える「公園整備計画」を決定します。

地域住民を含む協議会の意見として区へ提言します